平成２３年（フ）第３９２１号
大阪府摂津市鳥飼上３丁目20番41号
破産者　松井　惠子
1　決定年月日　平成23年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４８号
高知市朝倉東町32番５号　改良住宅17号、開始決定時の住所高知県香美市土佐山田町東本町５丁目７番22号
破産者　岡本　久美
1　決定年月日　平成23年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３４８号
長崎県長崎市田手原町368番地
破産者　小田原直樹
1　決定年月日　平成23年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２１９号
熊本県上益城郡甲佐町大字上揚996番地３
破産者　中**雀**　英樹
1　決定年月日　平成23年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４３８号
熊本市湖東２丁目４番32号
破産者　南　　浩明
1　決定年月日　平成23年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１５２７号
札幌市西区八軒７条西10丁目１番60―506号
破産者　片山　次郎
1　決定年月日　平成23年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４４９号
仙台市宮城野区出花１丁目８番地の４　レジデンス郷家Ａ棟103
破産者　大庭三枝子
1　決定年月日　平成23年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１３号
宮城県登米市迫町佐沼字江合３丁目３番地８　パークハイツ203
破産者　伊藤　一芳
1　決定年月日　平成23年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第１０２６号
大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地２棟305号、前住所大阪府阪南市石田533番地の22
破産者　口元　弘喜
1　決定年月日　平成23年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１６５号
大阪府岸和田市磯上町１―17―17山本アパート10号室、住民票上の住所大阪府岸和田市包近町533番地の３
破産者　五島電設工業こと　川端　作久
1　決定年月日　平成23年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３３６号
愛媛県松山市三町３丁目２番12号、開始決定時の住所横浜市港北区富士塚１丁目３番13号303
破産者　岩本　　強
1　決定年月日　平成23年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４１８号
横浜市港南区大久保１丁目10番９号　ヨコオマンション403
破産者　石川　賢治
1　決定年月日　平成23年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１８２号
神奈川県藤沢市鵠沼海岸４丁目12番３―104号
破産者　桑高　哲彌
1　決定年月日　平成23年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３６２号
神奈川県藤沢市遠藤730番地の３　トレジャーズ湘南１―301、申立時の住所神奈川県藤沢市石川１丁目21番地の５　エステ・スクエア湘南台弐番館208
破産者　二見　恭弘
1　決定年月日　平成23年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４２２号
神奈川県座間市南栗原３丁目11番11号　ベイサイドハイツＢ103号
破産者　鈴木　　勉
1　決定年月日　平成23年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１９７６号
京都市南区唐橋経田町37番地６
破産者　嘉積　貴富
1　決定年月日　平成23年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４４９号
京都市左京区大原勝林院町109番地
破産者　中林　義夫
1　決定年月日　平成23年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係